

# 水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国、都道府県、市町村が策定するものであり、本市においては、2015（平成27）年5月に水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。  
今般の政府行動計画及び茨城県行動計画の改定を踏まえ、感染症危機でより万全な対応を行うことを目指し、平時からの備えの充実や、感染症有事におけるまん延防止等の具体的対策の強化を図るため、現計画を改定するものである。

## 第1 はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 行動計画作成の経緯と感染症危機対応
- 3 行動計画改定の目的等

## 第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 5 対策推進のための役割分担
- 6 行動計画における対策項目等
- 7 行動計画の実効性確保

## 第3 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- 第1章 実施体制
- 第2章 情報収集・分析
- 第3章 サーベイランス
- 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- 第5章 水際対策
- 第6章 まん延防止
- 第7章 ワクチン
- 第8章 医療
- 第9章 治療薬・治療法
- 第10章 検査
- 第11章 保健
- 第12章 物資
- 第13章 市民生活及び経済の安定の確保

## 1 平時の準備の充実

感染症危機への対応には、平時からの体制づくりが重要である。このため、迅速な初動体制を確立することを可能とする訓練の実施、関係機関との連携体制の構築など、保健所設置市としてのメリットを十分に生かしながら、平時の備えの充実を図る。

## 2 対策項目の拡充と横断的視点の設定

現計画の対策項目6項目に、新たに「検査」や「保健」、「物資」等に関する項目を加え、13項目に拡充するほか、リスクコミュニケーション等についての記載を充実するとともに、人材育成、国や県等との連携など、複数の対策項目に共通する横断的な視点を設定し、各種対策項目の取組を強化する。

## 3 幅広い感染症に対応する対策の整理及び柔軟かつ機動的な対策の切替え

新型インフルエンザに加えて、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定して対策を整理するとともに、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえながら、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

## 4 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化など、国が進める医療DXを踏まえながら、業務負担軽減、医療関連情報の有効活用、国や県等との連携の円滑化等を図るためのDXを推進する。

## 5 実効性確保のための取組の推進

国が政府行動計画に基づき実施する地方公共団体等をはじめとする関係機関との訓練やフォローアップ等を活用する。

# 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

➤ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の目的等を記載。

## □ 特措法の目的

病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

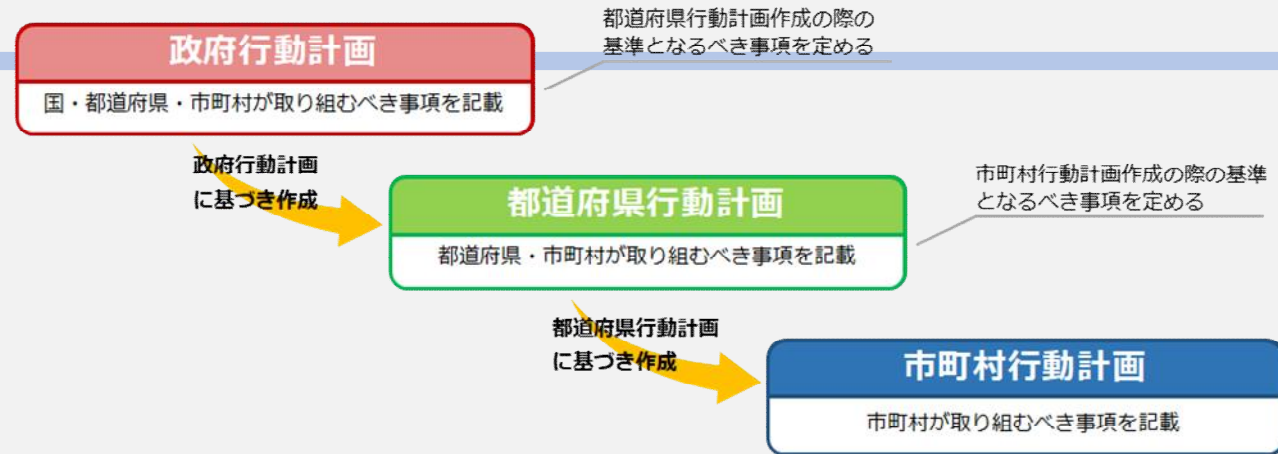
## □ 特措法の対象となる感染症

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるもの。

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

# 2 行動計画作成の経緯と感染症危機対応

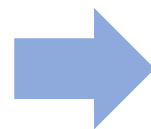
- 本市においては、2015（平成27）年5月、県行動計画で定められた事項を踏まえ、「水戸市新型インフルエンザ対策行動指針」を全面改定し、特措法第8条に規定される市町村行動計画として位置づけ、「水戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成。
- 新型コロナウイルス感染症対応での経験を記載。



# 3 行動計画改定の目的等

## 新型コロナ対応時の課題

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信



## 目指す姿

実現すべき目標

## 感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会

- 感染症危機に対応できる平時からの体制作り
- 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

- これらの目標を実現できるよう、2024（令和6）年7月に、政府行動計画及び県行動計画が全面改定されたことを踏まえ、本市においても、特措法第8条の規定に基づき、行動計画を全面改定する。
- 感染症に的確に対応するためには、国・県の対策と整合を図ることが重要であることから、行動計画の基本的な考え方や構成等については、政府行動計画及び県行動計画に基づくものとする。
- 感染症法に基づく茨城県感染症予防計画などの市の感染症の予防のための施策に関する計画など、関係する諸計画と整合を図る。

# 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

## 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることにより、患者数等が医療提供体制の許容量を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

## 2 市民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民の生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 市民の生活及び経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

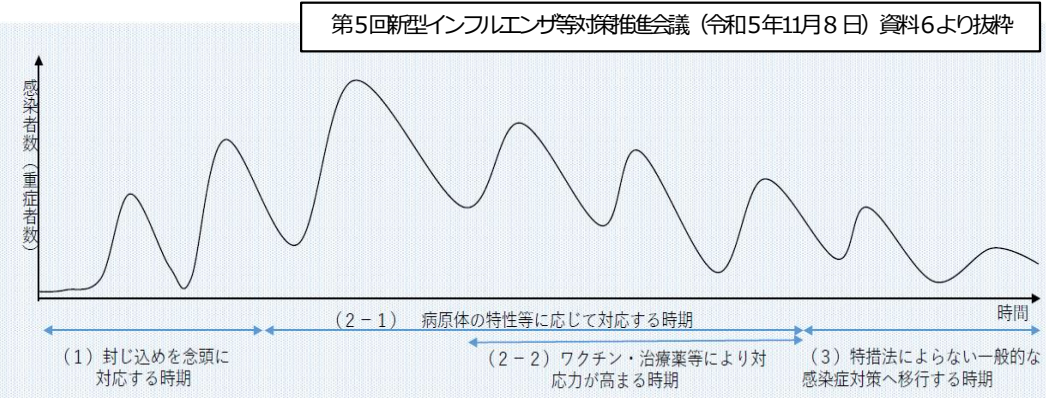
## 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定。
- 全ての発生段階の各場面で、水戸市感染症対策連携会議等を通じ、関係団体等と緊密に連携し、意見を聴取することが重要。



## 3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

- 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に置く。
- 発生段階を右図のように定め、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定。



発生段階	定義
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで
初動期	新型インフルエンザ等の発生の覚知後～政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、実行されるまで
対応期	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 封じ込めを念頭に対応する時期</li> <li>● 病原体の性状等に応じて対応する時期</li> <li>● ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期</li> <li>● 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期</li> </ul>

- 準備期：感染症危機に備えた取組を実施
- 初動期：新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応
- 対応期：4つの段階に分け、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える

## 4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

### □ 平時の備えの整理や拡充

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- ・ 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- ・ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
- ・ 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
- ・ DXの推進や人材育成等

### □ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

- ・ 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え
- ・ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- ・ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有 等

### □ 基本的人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

### □ 危機管理としての特措法の性格

### □ 関係機関相互の連携協力の確保

### □ 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

### □ 感染症危機下の災害対応

### □ 記録の作成や保存

## 5 対策推進のための役割分担

- 国、県、本市等の役割を記載。
- 本市については、保健所設置市としての役割も担う。

## 6 行動計画における対策項目等

- 取組を効果的に進めるための13の対策項目及びその基本理念、目標を記載。

### 対策項目

①実施体制	②情報収集・ <b>分析</b>	③サーベイランス	④情報提供・共有、 <b>リスクコミュニケーション</b>
⑤ <b>水際対策</b>	⑥まん延防止	⑦ <b>ワクチン</b>	⑧ <b>医療</b>
⑨ <b>治療薬・治療法</b>	⑩ <b>検査</b>	⑪ <b>保健</b>	⑫ <b>物資</b>

⑬市民生活及び経済の安定の確保

- ※ 太字アンダーラインの項目は、改正により新規追加するもの又は項目として独立し内容の充実を図るもの。
- ※ 赤字の項目は、市町村では、保健所設置市のみが記載するもの。

## 7 行動計画の実効性確保

- EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

- 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- 定期的なフォローアップと必要な見直し

## ① 実施体制

- ◆ 国・県、医療機関等の多様な主体との相互連携による実効的な対策の実施
- 【準備期】
- ・ 行動計画等の作成や体制整備・強化
- ・ 実践的な訓練の実施
- ・ 関係機関との連携の強化

## ② 情報収集・分析/③ サーベイランス

- ◆ 状況の変化に合わせた情報収集・分析により、政策上の意思決定に繋げる
- 【準備期】
- ・ 効率的な情報収集・分析、サーベイランスの体制を整備
- ・ 人材育成及び研修の実施
- ・ DXの推進

## ④ 情報提供・共有、リスコミ

- ◆ 正確な情報の提供により、市民等が適切に判断・行動できるようにする
- 【準備期】
- ・ 市民等への感染症に関する情報提供・共有
- ・ 偏見・差別等や偽・誤情報に関する啓発
- ・ 情報提供・共有の体制整備、双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

## ⑤ 水際対策

- ◆ 国が行う水際対策に協力する
- 【準備期】
- ・ 水際対策の実施に関する体制の整備

## ⑥ まん延防止

- ◆ 感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める
- 【準備期】
- ・ 対策強化に向けた理解や準備の促進等

## ⑦ ワクチン

- ◆ ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぎ、医療提供体制が対応可能な範囲内に収める
- 【準備期】
- ・ 接種体制の構築
- ・ 予防接種やワクチンへの理解を深める情報提供・共有

## ⑧ 医療

- ◆ 健康被害を最小限にとどめ、社会経済活動への影響を最小限にとどめる
- 【準備期】
- ・ 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

## ⑨ 治療薬・治療法

- ◆ 治療薬の確保と治療法の確立に協力し、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる
- 【準備期】
- ・ 治療薬・治療法の研究開発の推進
- ・ 基礎研究及び臨床研究等の人材育成
- ・ 医療機関等への情報提供・共有体制の整備

## ⑩ 検査

- ◆ 患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげ、流行の実態を把握する
- 【準備期】
- ・ 検査体制の整備
- ・ 訓練等による検査体制の維持及び強化
- ・ 研究開発支援策の実施

## ⑪ 保健

- ◆ 地域の感染状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する
- 【準備期】
- ・ 人材の確保
- ・ 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築
- ・ 保健所の体制整備

## ⑫ 物資

- ◆ 感染症対策物資等を確保し、検疫、医療、検査等を円滑に実施する
- 【準備期】
- ・ 感染症対策物資等の備蓄
- ・ 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄の推進

## ⑬ 市民生活及び経済の安定の確保

- ◆ 必要な支援・対策の実施により、市民生活及び経済への影響を最小化する。
- 【準備期】
- ・ 支援の実施に係る仕組みの整備、支援等の準備
- ・ 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨
- ・ 火葬能力の把握、火葬体制の構築

第1

第2

第3

各対策項目の考え方及び取組

対策項目/発生段階	準備期	初動期	対応期
国・県の取組		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発生情報の覚知</li> <li>■ 発生公表                             <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 政府・県対策本部の設置</li> <li>■ 基本的対処方針の作成・実行</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サーベイランスの実施方針の判断</li> <li>■ ワクチン、治療薬の開発・承認</li> <li>■ 政府・県対策本部の廃止</li> </ul>
① 実施体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部の準備・設置</li> <li>○ 対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員の派遣・応援の要請等</li> <li>○ 対策本部の廃止</li> </ul>
② 情報収集・分析 ③ サーベイランス		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施体制の強化</li> <li>○ 疑似症サーベイランスの開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手法や実施体制の見直し</li> <li>○ 流行状況に応じたサーベイランスの実施</li> <li>○ 定点把握への移行</li> </ul>
④ 情報提供・共有、 リスクミ		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 迅速かつ一体的な情報提供・共有</li> <li>○ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> <li>○ コールセンター等の設置</li> </ul>	
⑤ 水際対策 ⑥ まん延防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 健康監視の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時期に応じた水際対策の実施</li> <li>○ 時期に応じたまん延防止対策の実施 (強-----【強度】-----弱)</li> </ul>
⑦ ワクチン		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 接種体制の構築</li> <li>○ 医療従事者の確保に係る検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 接種実施</li> <li>○ 接種体制の拡充</li> <li>○ 接種に係る情報提供</li> </ul>
⑧ 医療		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療提供体制の確保</li> <li>○ 相談センターの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 時期に応じた医療提供体制の構築</li> <li>○ 相談センターの強化</li> <li>○ 通常の医療提供体制への移行</li> </ul>
⑨ 治療薬・治療法		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療機関等への情報提供・共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 治療薬の流通管理への協力</li> </ul>
⑩ 検査		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査体制の整備</li> <li>○ 検査診断技術の確立と普及への協力</li> <li>○ 検査実施の方針の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査体制の拡充</li> </ul>
⑪ 保健		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 有事体制への移行準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談対応、検査・サーベイランス、健康観察、生活支援</li> <li>○ 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送</li> <li>○ 積極的疫学調査</li> <li>○ 調査の対象範囲や調査項目の見直し</li> </ul>
⑫ 物資		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 備蓄物資等の供給に関する相互協力</li> </ul>
⑬ 市民生活及び経済の安定の確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業継続に向けた準備等の要請</li> <li>○ 一時的に遺体を安置できる施設等の確保準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市民の生活の安定の確保を対象とした対応</li> <li>○ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>

各対策項目の準備期については、5ページ参照